

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成 1 4 年法律第 5 3 号			
不利益処分の種類	法第 3 条第 1 項ただし書き確認取消し	根拠条項	第 3 条第 6 項			
処 分 基 準	<p>土壤汚染対策法第 3 条第 5 項 第 1 項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>土壤汚染対策法第 3 条第 6 項 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。</p> <p>土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号） （法第 3 条第 1 項ただし書の確認の取消しを行う場所） 第 2 0 条 法第 3 条第 6 項の規定による同条第 1 項ただし書の確認の取消しは、前条第 3 号の土地の場所について行うものとする。</p> <p>（法第 3 条第 1 項ただし書の確認の取消しの通知） 第 2 1 条 都道府県知事は、法第 3 条第 6 項の規定により同条第 1 項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。</p>					
対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	環境課	交付 機関	環境課	目次 NO